第４　事業者設備等識別番号（自ら指定を受けて使用する場合を除く。）に係る電気通信番号使用計画

電気通信番号使用計画

電気通信番号の種別（注１）：

１　電気通信番号の使用に関する事項
(1)　電気通信番号計画に定める電気通信番号の使用に関する基本的事項を遵守する旨
(2)　電気通信番号計画の定めに従い、電気通信番号（他の電気通信事業者が指定を受けた電気通信番号を含む。）をその種別に応じ適切に使用する旨
２　電気通信番号を使用して提供する電気通信役務の内容（注２）（注３）
３　電気通信番号の使用に必要となる電気通信設備の構成図（注２）（注４）
４　事業者設備等識別番号の管理に関する事項（注２）（注５）
５　電気通信番号の使用に関する条件の確保に関する事項（注２）
６　その他電気通信番号の使用に当たり特に必要な事項（注２）

注１　別表に掲げる電気通信番号の種別のいずれかを記載すること。
２　卸電気通信役務を提供する電気通信事業者と記載事項の全部又は一部が同一の内容である場合は、当該電気通信事業者の氏名又は名称及び同一である旨（記載事項の一部が同一である場合は同一である範囲）を記載することにより、記載内容の全部又は一部を省略することができる。
３　次に掲げる事項が明確となるよう記載すること。
(1)　電気通信番号により電気通信役務を識別する場合は、識別される電気通信役務（当該役務の提供の区域を含む。）
(2)　電気通信役務の提供の開始の日
(3)　卸電気通信役務の提供の有無及びその概要
４　次に掲げる事項が明確となるよう記載すること。
(1)　電気通信番号により電気通信設備を識別する場合は、識別される電気通信設備
(2)　電気通信番号が使用される通信経路
(3)　電気通信設備と利用者又は他の電気通信事業者との間における分界点
(4)　特定の設備の設置が電気通信番号の使用に関する条件とされている場合は、当該設備の設置場所（都道府県及び市区町村名を含む。）
５　次に掲げる事項が明確となるよう記載すること。
(1)　一の事業者設備等識別番号の種別において、複数の事業者設備等識別番号を使用する場合は、その管理方法
(2)　事業者設備等識別番号に係る卸電気通信役務の提供を行う電気通信事業者が事業者設備等識別番号の管理を適切に行うことができるようにするための管理方法
(3)　卸電気通信役務の提供を行う場合は、その提供を受ける電気通信事業者に対する事業者設備等識別番号の管理方法
６　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第３（第９条第１項関係）

電気通信番号使用計画の変更認定申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
(ふりがな)
住　　所
(ふりがな)
氏　　名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　　印
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）
電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署がある場合は、当該担当部署の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

電気通信事業法第50条の６第１項の規定により、電気通信番号使用計画の変更認定を受けたいので、別添の書類を添えて次のとおり申請します。

変更認定を受けようとする電気通信番号使用計画		
変更事項		
変更内容	変　更　前	変　更　後
変更予定年月日		
欠格事由の有無	□　有　　□　無	

注１　「変更認定を受けようとする電気通信番号使用計画」は、様式第２により作成する電気通信番号使用計画（変更のないものを除く。）の「電気通信番号の種別」における記載に準じて記載することとし、様式第２における第１から第４までの別を併せて記載すること。また、電気通信番号使用計画の全部を削る変更をする場合は、同様に記載したものに取消線を付すこと。
（記載例）　特定ＩＰ電話番号［第１］
~~特定ＩＰ電話番号［第２］~~
２　「変更事項」は、変更が生じる事項について、様式第２の事項の単位で記載すること。
（記載例）　２　付番をしようとする利用者設備識別番号
３　電気通信番号を使用して提供する電気通信役務の内容
３　「変更内容」は、変更前及び変更後の記載内容が明確となるよう記載すること。
４　「欠格事由の有無」は、電気通信事業法第50条の３に規定する欠格事由の有無について、該当する□に✓印をつけること。
５　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。